

令和3年5月11日

学生各位

学長 望月正隆

### 新型コロナウイルス感染防止策への協力について（依頼）

新型コロナウイルス感染症については、全国的に感染が拡大し、政府において、東京、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡の6都府県に「緊急事態宣言」が発出され、北海道や愛媛など8道県が「まん延防止等重点措置」区域となりました。

特に、このたびは、隣県の福岡が緊急事態宣言の区域に追加されることが決定し、山口県においても、第4波が到来しております。

本学では、新型コロナウイルス感染防止対策として、下記のとおり措置を講ずることとしますので、御協力くださいますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 措置の期間について

令和3年5月12日（水）から

#### 2 県境をまたぐ移動についての注意

- 「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が発出されている区域との往来は、やむを得ない場合を除き、自粛を強くお願いします。
- 特に、このたび「緊急事態宣言」区域に追加された、隣県の福岡については、通学・通院・教育実習・就職活動等を除き、往来を自粛するよう強くお願いします。
- やむを得ずこれらの区域と往来する場合は、感染予防対策を徹底し、移動先の自治体が発する外出・移動の自粛などの要請に従ってください。
- その他、移動中（帰省含む）及び帰県後14日間は、自己検疫（毎朝の検温、症状の有無の確認）を必ず行うようにお願いします。
- 海外への渡航は自粛してください。

#### 3 授業の取扱い

##### （1）対面授業と遠隔授業の併用

密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等の感染予防対策を行った上で、実験・実習形式の授業は対面による授業を主体に、講義・演習形式の授業はオンラインによる遠隔授業及び対面授業の併用で行います。

なお、山口県内において、「まん延防止等重点措置」又は「緊急事態宣言」が発令された場合は、その状況に応じた対策を講じることとします。

## (2) 実験授業での感染予防の徹底

実験形式の授業に参加する際には、マスク、使い捨て手袋、大学から支給されたフェイスシールド又は保護メガネを着用のうえ、実験室内では可能な限り十分な対人距離を確保し近距離(互いに手を伸ばしたら届く距離)での会話を控えてください。

## (3) 対面授業での感染予防の徹底

- 授業に参加する際には、マスクを着用のうえ、教室内では十分な対人距離を確保し、人との間隔を可能な限り空けるように着席してください。また、教室内にある飛沫防止アクリル板を活用してください。
- 授業中は教室の入り口は開放したままにしてください。また、換気用に開放している窓は締め切らないようにしてください。

## 4 感染予防・健康管理の励行

- 感染拡大を防ぐには、基本的な感染予防対策の徹底が最も重要です。「**新しい生活様式**」を実践していただき、3密を避け、「マスクの着用」、「手洗い」、「**感染リスクが高まる5つの場面**」に特に注意してください。
- 本学所定の「健康観察表」に基づき、毎日体温の測定と健康チェックを行い、体調管理に努めてください。
- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合は、保健室まで電話にて相談ください。

## 5 通学時の感染予防

- 電車、バス等を利用する場合には、「**鉄道を安心して利用するための3つのお願い**」に留意し、車内換気に協力し、不必要な会話を抑制してください。
- 移動時には、せっけんによるこまめな手洗いを徹底してください。

## 6 大学入構時の注意

- 大学に入構する際は、マスクを着用し、アルコールでの手指消毒、手洗いを励行してください。なお、マスクはできるだけ不織布マスクを使用するように心がけてください。粗雑な不織布マスクがありますので、マスクを2重に使うことも薦められています。
- 校舎に入る際には、非接触で発熱者検知ができるA Iサーマルカメラを設置している入口を経由し、必ず体温を測定してください。

### A Iサーマルカメラ設置場所

1～3号館	210教室側入口
5号館	東側(2号館側)中央入口
6～7号館	中央エントランス

- 全ての教室の入口と学内各所に手指消毒用アルコールを設置していますので、「教室に入る」、「実験室に入る」、「研究室に入る」、「図書館に入る」、「食堂に入る」等、場の切り替わりの際には必ず手指の消毒をしてください。

## 7 食事の際の注意

- 食事の前後の手洗いを徹底し、飛沫防止アクリル板のある席に座り、机を向かい合わせて着席せず、会食にあたっては飛沫を飛ばさないために会話を控えるよう協力をお願いします。
- 食事の際はマスクを外さざるを得ませんが、マスクを外した状態での会話は感染リスクが高まります。「マスクを外して飲食する際は会話しない」、「食事を終えて話をする際にはマスクを着用する」、「食事が終わったら速やかに学生食堂から退出する」ことを心掛けて下さい。

## 8 図書館の利用

手に取った図書や資料は、元の位置へ戻さずに、指定された場所に置くようにお願いします。

## 9 コンピュータ実習室等のパソコンの利用

パソコンを利用する前に、備え付けの除菌シートでキーボード、マウス等の除菌をするようにお願いします。

## 10 体育施設の利用

体育館、トレーニングルーム、ダンスルーム、スタジオ等の学内施設の貸出は、中止します。

## 11 課外活動の注意

学内での課外活動は中止します。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策が施された学外施設での活動は制限しませんが、活動する際は十分に防止対策を確認した上で活動してください。

## 12 自分の身を守る行動の徹底

### (1) 大人数での会食を避ける

会食については、少人数（4人以内）を原則とし、3密（密集・密接・密閉）の徹底回避、「新しい生活様式」及び「政府の基本的対処方針」の実践に努め、3密の回避等が困難な場合は控えるようお願いします。

#### 〈新しい生活様式の実践例（抜粋）〉

- ・大人数での会食は避けて
- ・大皿は避けて、料理は個々に
- ・対面ではなく横並びで座ろう
- ・料理に集中、おしゃべりは控えめに

- ・お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて
- 〈政府の基本的対処方針（抜粋）〉
- ・人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うことを避けるよう強く促す
  - ・飲食店等においても「三つの密」のある場面は避ける
  - ・家族以外の大人数での会食を避ける

## （２）大声を出す行動を控える

飲食店内にて大声で話す、カラオケ、ライブ、イベント、スポーツ観戦等で大声を出す行動を控えてください。

## （３）夜の繁華街を避ける

接待を伴う飲食店や、多数の人が会食する店が集まった夜の繁華街には近寄らないようにしてください。

## 13 アルバイトの注意

接客等により不特定多数の人と接する可能性のあるアルバイトについては自粛を要請します。これは学生の安全確保と感染被害の抑制を優先においた自主要請であり、生活上必要なアルバイトを禁止するものではありません。

## 14 PCR検査を受けた場合の対応

### （１）PCR検査の結果、陰性となった場合

- 保健所から濃厚接触者である旨の連絡を受けた日からPCR検査の結果が判明するまで、大学には登校せず、自宅待機をお願いします。
- 検査の結果、陰性となった場合、保健所による健康観察期間は、大学には登校せず、学内関係者との接触を避け、自宅待機をお願いします。保健所による健康観察が実施されない場合は、学校医と協議を行ったうえで、自宅待機・経過観察の期間を検討します。
- 自宅待機となった学生は、健康観察表に基づき毎日体温の測定と健康チェックを行い保健室に報告してください。保健室では学校医と協議を行ったうえで経過観察の終了を判断します。

### （２）PCR検査を受け、陽性となった場合

- 学生は、保健所からの指示に従ってください。
- 医療機関退院後、保健所による健康観察期間中は、同期間大学でも健康観察を継続します。
- 学生は、健康観察表に基づき毎日体温の測定と健康チェックを行い保健室に報告してください。
- 保健室では、保健所の指示に従い学校医と協議を行ったうえで経過観察の終了を判断します。

- (3) 症状はあるが、保健所がPCR検査を受ける必要がないと判断した場合
- 学生の主治医の意見に従いながら、保健室で健康観察を実施します。
  - 症状がある期間は、大学には登校せず、学内者との接触を避け自宅待機をお願いします。
  - 学生は経過観察期間に、健康観察表に基づき毎日体温の測定と健康チェックを行い保健室に報告してください。
  - 保健室は、学校医と協議を行ったうえで経過観察の終了を判断します。

(4) 授業等の取り扱い

学生がPCR検査の対象となり結果が判明するまでの期間及び経過観察のため自宅待機を行う期間に定期試験が行われる場合、追試験の対象者として取り扱います。

14 心理相談について

感染への不安、人とのコミュニケーション不足や一人暮らしによる孤独感、ストレス等を感じている人は、6号館1階学生相談室にて、公認心理師によるメンタルヘルス相談をご利用ください。

15 修学支援について

(1) 家計急変型奨学金

新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した世帯の学生で、授業料等の納付が困難になった方のために、日本学生支援機構による家計急変貸与型奨学金がありますので、本学の学生支援課までご相談ください。

(2) 生活福祉資金制度による緊急小口貸付金

新型コロナウイルス感染症による経済への影響により、アルバイトの休業等により収入が減少した学生に対して、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付制度が利用できますので、本学の学生支援課までご相談ください。

16 感染された方等への差別・偏見の防止

感染者自身のほか、医療従事者、県外との往来のあった方や外国人等に対する誹謗中傷や差別はあってはなりません。

学生の皆さまには、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることはないよう、公的に出される情報を確認して、根拠のない情報やうわさ話などに惑わされないよう注意し、人権に配慮した適切な行動をお願いします。

**【参考資料】**

- 新しい生活様式の実践例
- 感染リスクが高まる5つの場面
- 鉄道を安心してご利用いただくためのお客様への3つのお願い
- 一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

以上

《お問い合わせ先》

山陽小野田市立山口東京理科大学  
教務課

電話 0836 - 88 - 4502

学生支援課

電話 0836 - 88 - 4503

保健室

電話 0836 - 88 - 4507